

## 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会  
福祉部 障害福祉課（指定管理に関する事務の所管課）
- 3 事前調査日 平成21年1月9日
- 4 監査日 平成21年2月3日
- 5 監査対象年度 平成19年度
- 6 監査対象事項 出納その他の事務
- 7 監査方法 障害者自立支援施設たんぼの指定管理者である社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会に対して、公の施設の管理に係る平成19年度におけるその他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかどうか主に主眼をおいて監査を実施した。  
また、所管課に対しては、指定管理者への指導監督は適切に行われているかどうか主に主眼をおいて監査を実施した。

## 第2 監査対象の概要

### 1 指定管理者の概要

名称	社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会
代表者	会長 品川 宏
住所	四日市市諏訪町2番2号

### 2 指定管理の内容

施設名	四日市市障害者自立支援施設 たんぼ
所在地	四日市市西日野町 4070番地1
設置年月日	平成2年4月1日
指定管理期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
指定管理料	96,323,000円(平成19年度)
指定管理に係る 収支状況	収入 99,873,279円 支出 100,937,879円 収支 1,064,600円
利用実績	延べ利用者数(平成19年度) ・生活介護 7,500人(営業日数245日) ・日中一時支援 74人(実施日数47日)

### 3 指定管理の業務範囲

- ア 生活介護事業及び日中一時支援事業の実施に関する業務
- イ 施設への入所許可、入所の拒否、入所許可の取り消し、その他入所許可に付随する契約等に関する業務

ウ 施設及び附属設備の維持管理に関する業務

エ その他市長が必要と認めた事業

4 収支状況

(単位 : 円)

項 目	実 施 計 画	実 績 額
指定管理料	96,323,000	96,323,000
寄付金、利息	116,000	27,854
雑収入	1,535,000	1,213,175
利用者負担金収入	2,660,000	2,309,250
収入 計	100,634,000	99,873,279
人件費		
本俸	36,379,000	37,915,100
諸手当	20,018,000	22,631,068
非常勤職員給与	18,368,000	17,059,645
法定福利費	8,976,000	8,674,436
事務費		
福利厚生費	294,000	245,525
旅費交通費	408,000	385,348
研修費	0	11,680
消耗品費	280,000	324,471
器具什器費	100,000	50,720
印刷製本費	80,000	28,283
光熱水費	600,000	633,972
燃料費	50,000	51,179
修繕費	200,000	56,700
通信運搬費	250,000	238,724
業務委託費	443,000	556,290
手数料	0	945
損害保険料	123,000	125,570
賃借料	604,000	516,385
租税公課	0	500
諸会費	88,000	84,000
雑費	100,000	108,262
事業費		
旅費交通費	0	11,900
給食費	3,700,000	3,259,449
消耗品費	0	2,992
器具什器費	150,000	78,420
光熱水費	2,212,000	1,866,913
燃料費	2,570,000	2,000,583

修繕費	800,000	446,065
損害保険料	0	192,350
保健衛生費	460,000	247,629
教養娯楽費	100,000	0
本人支給金	260,000	208,710
訓練指導費	1,028,000	830,900
医療費	10,000	0
雑費	100,000	132,245
固定資産取得費	0	276,000
退職積立金	1,038,000	1,038,000
退職共済預け金	713,000	646,920
予備費	132,000	0
支出計	100,634,000	100,937,879
収支( - )	0	1,064,600

### 第3 監査結果

四日市市障害者自立支援施設たんぼの指定管理者である社会福祉法人四日市市社会福祉協議会に対する公の施設の管理に係る平成19年度における出納その他の事務の執行状況及び同法人に対する所管課の指導状況等について監査の結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善等を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

#### 1 指摘事項

##### 【(社)四日市市社会福祉協議会】

##### (1) 備品管理について

基本協定書第46条では、指定管理者が指定管理料から購入した備品等については四日市市又は四日市市の指定する者に対して引き継ぐこととされているが、指定管理料から購入した備品(ノートパソコン、車椅子用体重計)について、四日市市の備品台帳への登載など引継手続きがなされていないので、適正な備品管理を行うよう改めること。【是正改善事項】

##### (2) 危機管理体制の報告について

危機管理体制について、管理業務仕様書では、緊急事態の発生に備えて具体的な対応マニュアルの整備を行い、緊急時の連絡先等をあらかじめ四日市市に報告することになっているが、緊急時の連絡先等の報告がなされていないので注意すること。【注意事項】

##### 【福祉部 障害福祉課】

##### (1) 文書管理について

管理業務仕様書のなかの職員配置について、平成19年4月1日付けにて締結した覚書では、医

師、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者のほか、調理員、介護員、運転手、添乗員を配置することになっているが、平成19年度たんぼぼ管理業務仕様書のなかで職員配置の内容が改正されていないので、覚書に定める職員配置の内容に整合するよう改めること。 【是正改善事項】

## 2 所見

### 【共通事項（四日市市社会福祉協議会・福祉部 障害福祉課）】

#### （1）事業収支計画について

事業収支について、実施計画の額と実績額に差額のある項目が見受けられ、収支はマイナスとなっている。さらに安定かつ効率的な事業展開のチャート（海図）となるよう、指定管理者は十分に検討した経費計画、活動計画を織り込んだ適正な事業計画を作成するよう努めるとともに、市はそれを十分精査できるよう一層の努力を要望する。 【努力要望事項】

### 【（社）四日市市社会福祉協議会】

#### （1）職員の専門性向上について

指定管理者制度の目的の一つである市民サービスの向上を図るためには、たんぼぼの管理、運営に携わる職員の資質向上が必要不可欠である。平成21年度から、引き続き5年間、指定管理者を受託するにあたっては、当該施設の目的である重度障害者の地域生活を支援する生活介護事業所として、充実した対応がなされるとともに、指導・訓練内容など、更に充実した施設運営がなされるよう、業務遂行に必要な研修の実施など職員の専門性を高め、技術の向上を図るなど、人材の育成に一層の努力を要望する。 【努力要望事項】

#### （2）運営方針・行動基準の再徹底について

当該施設の運営方針として、「利用者が自立した日常生活や社会生活が営むことができる」としているが、トップが障害者の「自立」をどこまでの水準に求めているのか明解でないと、職員全員の意思が一致しないし、職員の業務の内容やサービスレベルに混乱が生じてくる。改めて、当初の運営方針に対して具体的にどこまでの水準を設定するのか職員全員が問い直し、施設トップの運営方針や職員の行動基準の再徹底を検討すること。 【検討事項】

### 【福祉部 障害福祉課】

#### （1）管理運営業務の履行確認について

管理運営業務の確認にあたっては、毎月提出される業務報告書や毎月開催している連絡調整会議の場で履行確認を行うとともに、必要に応じて実地調査や指定管理者へのヒヤリングやモニタリング調査を実施しているが、履行確認の業務範囲が多岐にわたっており全般的に行うとポイントがばやけてしまうおそれがある。安全管理面や物品管理面など管理区分ごとに、また、年度ごとに取り組み項目、目標などを設定し、履行確認を行うのもひとつの方法である。再度効果的な履行確認の方法について検討すること。 【検討事項】